

利用上の注意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）により、経済センサス-活動調査を実施する年を除き、毎年 6 月 1 日現在で実施される。

なお、工業統計調査規則及び調査票様式を付録に掲載している。

(3) 調査の期日

2020 年工業統計調査（2019 年実績）は、令和 2 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、事業所数、従業者数については令和 2 年 6 月 1 日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の実績により調査している。

(4) 調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く。）のうち、「従業者 4 人以上の事業所」を対象とする。ただし、製造・加工又は修理を行っていない本社、本店等であるものを除く。

なお、全事業所を調査対象とする経済センサス-活動調査は、平成 24 年経済センサス-活動調査が平成 24 年 2 月 1 日現在、平成 28 年経済センサス-活動調査が平成 28 年 6 月 1 日現在でそれぞれ実施されており、経済センサス-活動調査の創設に伴い、工業統計調査の全数調査(※)は廃止されている。

※ 全事業所を対象とする調査。昭和 58 年(1983 年)以降は、平成 20 年(2008 年)まで、西暦末尾 0、3、5、8 年に実施されていた。

(5) 調査の種類

工業統計調査は、甲調査及び乙調査の 2 種類で、区分は次のとおりである。

従業者 30 人以上の事業所：甲調査（工業調査票甲）

従業者 29 人以下の事業所：乙調査（工業調査票乙）

なお、調査は、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計報告により行っている。

(6) 調査事項

調査事項は、付録の工業調査票甲及び乙のとおりである。

(7) 調査事項の見直し

平成 29 年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、次の項目について見直しを行っている。

- ① 従業者数 …………… 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」
(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ) により
策定された標準的な指針に沿って変更
- ② 出荷額等に係る消費税の取扱い … 従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きのいずれで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置
- ③ 工業用地及び工業用水 …………… 一部廃止
- ④ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額 …………… 廃止
- ⑤ 常用労働者毎月末現在数の合計（工業調査票甲） …………… 廃止
- ⑥ リース契約による契約額及び支払額（工業調査票甲） …………… 廃止

2 工業統計調査用産業分類

- (1) 原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業 (右記を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (2) 統計表中、「中分類18ープラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲は、次のとおりである。

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具・運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき・ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板・標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	3294	モデル・模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

- (3) 結果の概説及び付表における産業中分類名の略称については、＜別表1＞のとおりである。
- (4) 日本標準産業分類の第13回改定(平成25年10月30日付総務省告示第405号、平成26年4月1日適用)に伴い、平成26年工業統計調査より工業統計調査用産業分類も改定された。改定内容については＜別表2＞のとおりである。

3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法(産業格付)は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品及び賃加工品(以下「製造品等」という。)が単品の事業所については、品目番号(6桁)の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品等が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、品目番号の上2桁(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁(中分類)を決定する。次に、その決定された2桁(中分類)のうち、前記と同様の方法で3桁(小分類)、4桁(細分類)を決定し、最終的な産業格付けとする。

なお、製造品出荷額等が等しい場合は、分類番号の若い番号に格付けする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

その産業とは、「中分類22-鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)」、「冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)」の11産業である。

4 統計表の項目の説明

(1) 事業所数

令和2年6月1日現在の数値である。

製造業に属する事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

なお、統計表「第7表 品目別統計表」の産出事業所数は、産業の格付けと関係なく、当該品目を生産したすべての事業所を集計している。

(2) 従業者数

令和2年6月1日現在の数値である。

従業者とは、個人業主及び無給家族従業者、常用労働者並びに臨時雇用者をいうが、本統計表でいう従業者数は、臨時雇用者及び送出者を除いたものである。

- ① 個人業主及び無給家族従業者とは、個人経営の事業所を経営している人及び無報酬で常時就業している家族をいう。ただし、手伝い程度の者は含まない。
- ② 常用労働者は、「正社員・正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。また、「正社員・正職員等」と「パート・アルバイト等」をあわせて「常用雇用者」としている。式で示すと次のとおりである。

常用労働者 = 「常用雇用者」 + 「出向・派遣受入者」

常用雇用者 = 「正社員・正職員等」 + 「パート・アルバイト等」

- ③ 常用雇用者とは、以下のいずれかに該当する者をいい、「正社員・正職員等」と、それ以外の「パート・アルバイト等」に分けられ、「正社員・正職員等」には、有給役員を含む。

ア 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。

イ 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

ウ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。

- ④ 正社員・正職員とは、正社員、正職員として処遇されている人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。
- ⑤ 有給役員とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。
- ⑥ パート・アルバイト等とは、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。
- ⑦ 出向・派遣受入者とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。
- ⑧ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- ⑨ 送出者とは、個人業主及び無給家族従業者、常用雇用者並びに臨時雇用者のうち、労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。

(3) 現金給与総額

平成31年・令和元年1年間に常用雇用者（「正社員・正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）のうち、この事業所に従事している人に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

① 平成31年・令和元年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まない。

カ 転売した商品の仕入額とは、平成31年・令和元年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

- ② 統計表「第2-1-a表」及び「第5-1-a表」の表頭の「原材料使用額等」については、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」を表章していないため、「うち原材料使用額」～「うち委託生産費」の計と「原材料使用額等」の「総額」とは一致しない。

(5) 製造品出荷額等

平成31年・令和元年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、平成31年・令和元年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成31年・令和元年中に返品されたものを除く。）

- ② 製造品出荷額は、工場出荷金額とし、割引、値引されたものは、その分を差し引いた金額とする。

③ 加工賃収入額とは、平成31年・令和元年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

④ その他の収入額とは、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額以外の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産額（従業者30人以上の事業所）

平成31年・令和元年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物等 … 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械等 … 機械及び装置（附属設備を含む。）

エ 備品等 … 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

③ 建設仮勘定の増とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

建設仮勘定の差引増減＝増－減

- ④ 有形固定資産の投資総額

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の差引増減

(8) 生産額（従業者30人以上の事業所）

以下の算式により算出し、表章している。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

(9) 付加価値額（粗付加価値額）

以下の算式により算出し、表章している。

① 従業者30人以上の事業所

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ & - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税*1} \\ & + \text{推計消費税額*2}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

② 従業者29人以下の事業所

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} \\ & - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税*1} \\ & + \text{推計消費税額*2}) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

注) 従業者29人以下の事業所は、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び年末価額並びに減価償却額を調査していないため、付加価値額が算出できない。このため、粗付加価値額を算出している。

*1：平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2：推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(10) 工業用地（従業者30人以上の事業所）

敷地面積は、令和2年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積である。ただし、鉱区、住宅、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いている。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含めている。

(11) 工業用水（従業者30人以上の事業所）

工業用水は、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいう。

また、1日当たり用水量は、平成31年・令和元年1年間の工業用水の総量を操業日数で割ったものをいう。

淡水水源別用水量

- ① 公共水道…都又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水
 - ・工業用水道…飲用に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水
 - ・上水道…一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水
- ② 井戸水…浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水
- ③ その他の淡水…ア、イ以外の淡水（例えば、地表水、伏流水、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水など）

(12) 経営組織

「会社」、「組合・その他の法人」及び「個人」に区分される。

- ①「会社」とは、法律の規定によって法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社（有限会社を含む）、合同会社、合資会社及び合名会社をいう。
- ②「組合・その他の法人」とは、法律の規定によって法人格を認められて事業を営む組合、上記①の会社を除いたその他の法人などをいう。
- ③「個人」とは、個人で事業を営んでいるものをいう。

なお、共同経営の場合であっても、法律の規定によって法人格を認められていない場合は、個人に含まれる。

(13) 資本金又は出資金額

令和2年6月1日現在で払込済みの資本金の額又は出資金の額である。

(14) 付加価値率・原材料率・在庫率の算式

① 付加価値率（従業者30人以上の事業所）

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額*1} + \text{推計消費税額*2})} \times 100$$

② 原材料率（従業者30人以上の事業所）

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額*1} + \text{推計消費税額*2})} \times 100$$

③ 在庫率（従業者30人以上の事業所）

$$\text{在庫率} = \frac{\text{製造品年末在庫額} + \text{半製品及び仕掛品年末価額}}{\text{生産額} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額*1} + \text{推計消費税額*2})} \times 100$$

*1及び*2 は、「(9) 付加価値額（粗付加価値額）」参照

5 符号等

(1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」「0.0」 表章単位未満

「-」 皆無又は該当数値なし

「…」 当該数値が不詳又は不明（未調査、未集計のため数値が得られないもの等）

「△」 マイナスの数値

「x」 秘匿数値(*)

* 集計表のうち、事業所数が1又は2のものに関する数値は、秘密保護の関係上、「x」で表示した。

また、秘匿対象箇所が前後の関係や他の集計表の関係から判明する場合は、事業所数が1又は2のものに関する数値のほか、3以上の事業所に関する数値であっても「x」で表示したものがある。

なお、事業所数及び従業者数については、秘匿していない。

- (2) 表示されている数値の単位未満は四捨五入しているため、総数(合計)と内訳の計が一致しない場合がある。

また、金額に係る増減数、増減率及び構成比は、万円単位で算出した後、表章単位未満を四捨五入している。

6 その他

- (1) 本報告における主要項目とは、「事業所数」、「従業者数」、「製造品出荷額等」及び「付加価値額」をいう。
- (2) 各年次における主要項目の調査期日等については、以下のとおりである。

年次	事業所数 及び 従業者数	製造品出荷額等 及び 付加価値額	調査名 (調査期日)
31・元	令和2年6月1日	平成31年・令和元年1年間	2020年 工業統計調査 (令和2年6月1日)
30	令和元年6月1日	平成30年1年間	2019年 工業統計調査 (令和元年6月1日)
29	平成30年6月1日	平成29年1年間	平成30年 工業統計調査 (平成30年6月1日)
28	平成29年6月1日	平成28年1年間	平成29年 工業統計調査 (平成29年6月1日)
27	平成28年6月1日	平成27年1年間	平成28年 経済センサス-活動調査 (平成28年6月1日)
26	平成26年12月31日	平成26年1年間	平成26年 工業統計調査 (平成26年12月31日)
25	平成25年12月31日	平成25年1年間	平成25年 工業統計調査 (平成25年12月31日)
24	平成24年12月31日	平成24年1年間	平成24年 工業統計調査 (平成24年12月31日)
23	平成24年2月1日	平成23年1年間	平成24年 経済センサス-活動調査 (平成24年2月1日)
22	平成22年12月31日	平成22年1年間	平成22年 工業統計調査 (平成22年12月31日)
以下略			

- (3) 上記の関係から、今回の工業統計調査と平成26年以前の工業統計調査、今回の工業統計調査と平成24年経済センサス-活動調査と平成28年経済センサス-活動調査については、それぞれ基準日(調査期日)、調査方法等に違いがあり、厳密には接続しないため、比較には注意が必要である。
- (4) 日本標準産業分類の第11回改定(平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用)により、旧小分類「新聞業」、「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、「新聞業」及び「出版業」は製造業に含まれなくなった。そのため、比較にあたって、平成13年以前の結果は、「新聞業」、「出版業」に格付けされた事業所を除いた値を用いている。
- (5) 「従業者10~29人」の事業所については、平成17年までは、西暦末尾0、5年については「内訳調査」として、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び年末価額並びに減価償却額について調査することで付加価値額を算出し、それ以外の年は粗付加価値額を算出していた。
- (6) 平成19年調査から、製造業を営む事業所における製造以外の活動についても把握するため、製造品出荷額等に「その他収入額」が、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」が調査項目として追加された。このため、「製造品出荷額等」及び「付加価値額」については、平成19年以降の数値には、これらの項目分が含まれている。

(7) 平成 23 年及び平成 27 年の数値は、経済センサス-活動調査の調査結果のうち、工業統計の範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・ 従業者 4 人以上の製造事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、工業統計調査と経済センサス-活動調査は、母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較には注意が必要である。

(8) 平成 28 年経済センサス-活動調査においては、「事業所数」、「従業者数」については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、「製造品出荷額等」、「付加価値額」については、これらの調査分を含まない集計結果である。

(9) 製造品出荷額等などの経理事項においては、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

(10) 本報告に掲載された統計データ等を引用・転載する場合には、東京都総務局統計部「2020 東京の工業」から引用・転載した旨を明記してください。

【本報告の問い合わせ先】

東京都総務局統計部産業統計課工業統計担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第二本庁舎26階

電話 03-5321-1111（代表） 内線25-581～586

(URL) <https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/kougyou/kg-index.htm>



<別表1>

産業中分類略称一覧

産業中分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等
11	繊維工業	繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
13	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品
15	印刷・同関連業	印刷・同関連業
16	化学工業	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他

※ 上記の産業中分類番号及び産業中分類名は、産業大分類の製造業に該当するもののみを表示している。

<別表2>

日本標準産業分類第13回改定に伴う工業統計調査用産業分類新旧対応表

旧	新	変更内容
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	1213 木材チップ製造業	分類番号変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	1228 床板製造業	分類番号変更
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	名称変更
2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	
2432 ガス機器・石油機器製造業	2432 ガス機器・石油機器製造業	
2433 温風・温水暖房装置製造業	2433 温風・温水暖房装置製造業	
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	